

令和6年度島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和7年2月12日（水）

10：00～11：45

場 所 島根県民会館 2階 多目的ホール

【副教育長あいさつ】

●副教育長

皆さん、おはようございます。

県教育委員会で副教育長を務めております京谷と申します。

本日はご多用の中、この協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

感謝申し上げます。

また、平素から県の教育行政に対しまして、ご支援、お力添えを賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

後ほど事務局のほうからご説明をさせていただきますけれども、令和5年度のいじめの認知件数は、国立、公立、私立を合わせて3,587件となっており、3年連続で増加をしております。これは、いじめ防止対策推進法等に基づきまして、いじめの定義を正しく理解して、積極的な認知を通して、初期段階からいじめを見逃さないようにという皆様の対応が行われた結果であると考えているところでございます。

いじめの未然防止や早期対応をより進めていくためには、学校だけで抱え込まずに、地域や医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要でありまして、速やかに関係機関と連携が図れるよう、日頃から顔の見える関係づくりが大切でございます。

そのためには、この関係機関の情報交換をするこの協議会が非常に大切な場だと考えているところでございます。学校現場の状況や様々な分野、立場でのいじめの問題に関わっておられる皆様の活動や課題認識、お考えなどを共有しまして、一層連携を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期支援に取り組んでまいりたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、活発な意見交換により、有意義な会議となりますようお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

【会長選出】

●事務局

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第1項により、協議会に会長を置くこととなっており、構成員の互選によることとなっております。会長の選出について、いかがでしょうか。

事務局案といたしましては、会長には島根大学教育学部学部長の川路澄人様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(承認)

それでは、会長は川路様をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
川路様、一言ご挨拶をお願いいたします。

●会長

島根大学教育学部の学部長をしております川路と申します。本日はよろしく願いいたします。

この本協議会は、お手元の名簿にあるように、たくさんのいじめに関わる諸機関、関係団体、皆様がおそろいになられている場、そして、そこでの情報交換等も行う場というふうに聞いております。

せっかくこれだけのたくさんの方がお集まりになっていきますので、この後の議論のところでも、せっかく寒い中ここにいらしたので、ぜひ、一言発言をしてお帰りいただければと思っておりますので、そのように議事進行ができればと思っております。

なお、この会は、いじめに関する議案について話し合いをする場ですので、いじめが関係するであろう、あるいは原因であろう不登校ですとか、あるいは中途退学ですとか、そういった問題につきましては、今日のところでは一旦横に置いて、これもとても重要な議題ではありますが、今日はいじめ問題について皆さんと議論を進めていきたいと思っております。

本日は、教育学部生も9名ほど傍聴をさせていただいて、この会の後に、大学生のこれから教員になる、希望を持っている学生たちの意見も、この会を活発化させるための意見を伝えてもらいたいと思ひまして、傍聴に来ております。もしお時間がありましたら、意見交換会までご出席いただければと思ひます。

それでは、今日はどうぞよろしく願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、これからの議事につきましては、会長の川路様にお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、ここから議事進行させていただきます。

お手元の会議次第に従って進行をさせていただきます。

なお、本会議は、島根県いじめ問題対策連絡協議会要綱にも規定されているように、公開で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。また、意見交換の際に、特定の個人を識別される情報が含まれることが予想されます。そのようなご発言がある際には、ご発言の前にそのことをおっしゃっていただければ、その部分だけ非公開という形で、学生等が退席するよう非公開で行わせていただきますので、もしそのような具体的なものがありましたら、発言の最初によろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めに、「令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について」です。配付されている資料1から3に沿って事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

●事務局

左肩に資料1と書いてあります資料のほうをご覧くださいながら説明をお聞きください。

毎年文部科学省が実施しております問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の公表に合わせまして、島根県の令和5年度の生徒指導上の諸課題に関する状況について、いじめに係る部分を中心に順に説明してまいります。

I 島根県の調査結果の概要です。この調査においては、前提として義務教育学校の数値を、前期課程は小学校、後期課程は中学校にそれぞれ計上しております。

まず、1 暴力行為の発生件数についてです。当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害届の有無などにかかわらず、文部科学省が示す例示の行為と同等か、あるいはそれを上回るようなものが全て調査対象となっております。公立の小・中・高等学校合計で621件、前年度比291件減、該当の児童生徒1,000人当たりの発生件数は9.6件、前年度比4.4件減でした。発生件数、1,

000人当たりの発生件数、いずれも前年度と比べ減少しております。県内国公立1,000人当たりの発生件数9.2件は、全国平均の8.7件を0.5件上回っております。暴力行為の件数が減少した理由の1つとしては、令和4年度調査までは、文部科学省が暴力行為として示す例示を下回る程度の行為。具体的には、例えばつねるでありますとか、後ろからちょっと押すといったようなものを、学校現場のほうで暴力行為というような扱いで計上していて、それを文部科学省が示す例示に合わせるようにということを伝えた結果、このように今の数値が一定程度抑えられたというところになっております。ですので、暴力行為の件数自体は減少しておりますが、学校の様子は、昨年度までとは大きな変化はないと、荒れた状態にはないと考えているところでございます。

続いて、2 いじめの状況等についてです。いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に定められた定義に即して、早い段階から積極的に認知し、学校が定めている学校いじめ防止基本方針を踏まえ、組織的に対応することが大切であると考えております。公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校の認知件数の合計は3,527件、前年度比で375件増、該当の児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.8件、前年度比6.2件増でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも3年連続の増加で過去最多となりました。県内国公立1,000人当たりの認知件数50.9件は、全国の国公立1,000人当たりの認知件数57.9件を7.0件下回っております。認知件数の増加については、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、学校で実施される定期的なアンケートや教育相談体制の充実などによるきめ細かい対応などの定着、そして、SNSやネット上におけるいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられます。

続いて、資料の2ページ、3 小学校・中学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてです。長期欠席者では、調査該当年度間に欠席日数が30日以上のもので、病気、経済的理由、不登校、その他のいずれかの中から理由を選択し、分類し、報告することになっております。公立小・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,283人、前年度比372人増、1,000人当たりの人数は45.9人、前年度比8.0人増でした。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに8年連続の増加で過去最多でした。県内国公立小・中学校の1,000人当たりの人数45.6人は、全国平均の37.2人を8.4人上回っております。文部科学省は、増加の要因として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわ

ゆる「教育機会確保法」の趣旨の浸透による保護者の意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援が足りなかったことなど複合的な要因を指摘しており、本県も同様に捉えているところでございます。

続いて、4 高等学校の長期欠席者のうち不登校の状況についてです。公立高等学校の不登校生徒数は307人、前年度比14人増、1,000人当たりの人数は23.2人、前年度比1.1人の増でした。不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに増加に転じました。県内国公立1,000人当たりの人数25.4人は、全国平均の人数23.5人を1.9ポイント上回っております。

次に、5 高等学校中途退学者等の状況についてです。公立高等学校の中途退学者は98人、在籍者に対する割合は0.7%でした。中途退学者数、割合ともに、昨年度と比べ増減はありませんでした。県内国公立の在籍者数に対する割合1.1%は、全国平均の1.5%を0.4ポイント下回っております。中学校でのキャリア教育や高校のオープンスクールなどによる情報提供によりミスマッチが少なくなり、全国より低い状況を維持していると考えております。

続いて、資料の3ページになります。Ⅱ 島根県の対応についてです。生徒指導上の個別の課題に対して、9ページにかけて島根県の対応を項目別にまとめておりますが、この中からいじめの項目について説明をいたします。

3ページの2 いじめの項目では、初期段階からいじめを見逃さない環境づくり、いじめを許さない環境づくり、早期発見につながる取組、そして早期対応に関わる事柄について対応をまとめております。いじめの問題の深刻化、重大化していくケースは、その多くは初期対応の遅れによるものです。このことから、まず、教職員がいじめの定義を正しく理解すること、これに尽きると考えております。そして、法で定められている各校のいじめ対策組織に報告し、積極的な認知を通して初期段階からいじめを見逃さないという姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを許さない環境づくりを県教育委員会として推進しているところでございます。各校でいじめを認知した場合、いじめを受けた子どもたちの安全確保が最優先になります。あなたを全力で守りますよという学校の姿勢が、いじめを受けた子どもや保護者にうまく伝わらないために、学校への不信感につながり、こじれていくケースが散見されています。法に基づいた対応により、いじめを訴える子どもたちにとって状況の変化が少しでも感じられるような支援につなげていく必要があると考えて

いるところでは。

続いて、資料5ページをお願いします。こちらからは参考資料等になりますので、いじめに関する部分を簡潔に説明させていただきます。

5ページ下段、資料2 いじめの状況等です。令和2年度に認知件数が一旦減少しております。これは、コロナウイルス感染症対策のため、臨時休業を余儀なくされ、多くの学校活動を制限されました。そのため、子どもたちが接触する機会が減少したために減少に転じたと思われまます。その後、制限が徐々に解除されるとともにいじめの認知件数は増加しております。その結果、3年連続の増加になっているところでは。いじめの認知なくして初期段階からの組織的な対応はできませんので、認知件数の増加に関しましては、教育委員会として肯定的に捉えているところではございます。全国の平均の認知件数よりも島根県の認知件数のほうが低いと、だから、いじめ自体島根県は起きていないのではなくて、まだ見逃されている一面があるのではないかとという視点を持つことも学校のほうには伝えていきたいと考えているところでは。

次に、資料10ページをお願いします。まず、1 いじめの状況等についてです。

(4) いじめの認知件数の学年別内訳をご覧ください。小学校では学年が進むにつれて認知件数が増加する傾向がありますが、各年度とも小学校5年をピークに、小学校6年は認知件数が5年生よりも減少しております。これは、小学校6年生になると、登校班の班長、副班長、あるいは委員会の委員長、副委員長など、様々な活動でリーダーとなる場面が増えてくるため、他者との関係に配慮するようになることが大きく影響していると考えているところでは。中学校・高校では、両校種とも1年生の認知件数が最も多いと、これは学年が進むにつれ減少していきます。両校種ともたくさんの学校から入学してくるため、自己有用感が高まり、人間関係が定着していない時期である1年生の段階で人間関係の不安定さや認知件数につながっていると考えられます。

続いて、ページ下段、いじめの発見のきっかけについて掲載しています。学級担任の発見が594件、前年度比103件増、本人からの訴えが1,202件、前年度比253件増と前年度から大きく増加している項目になっております。このことは、被害を受けた子どもが学校に対して被害を訴えやすくなってきているのと同時に、教職員のいじめの定義に関する理解が進み、初期段階からいじめとして捉えることができるようになってきていることを示しているのではないかと考えているところでは。

続いて、11ページ上段、いじめられた児童生徒の相談状況です。学級担任に相談、学

級担任以外の教職員に相談、保護者や学校等に相談が大部分を占めております。子どもたちが、周りにいる信頼できる大人を頼りにすることを示している数値だというふうに捉えております。

最後、13ページになります。(9)いじめ防止対策推進法についてです。②いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの問題対策連絡協議会を設置した自治体数についてです。この会がこの部分の会に当たるものでございます。島根県は条例により設置しております。県内19の市町村の状況を載せております。17の市町村が条例による設置、2つの市町村が法の趣旨を踏まえた会議体をしているという状況で、県内全ての自治体のほうで設置されているという状況でございます。

最後、14ページになります。こちらは、当子ども安全支援室の生徒指導関連事業の一覧ということになります。ほとんどがいじめに関連した事業とはなっておりますが、特に13 いじめ等対応アドバイザー派遣については、対応が困難なケース等に弁護士、精神科医、臨床心理士、あるいは警察官経験者などの外部人材を派遣し、専門家の視点から助言等を行うものとなっている事業ですのでご紹介をさせていただきます。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問等をいただきたいと思います。

ご発言は挙手によりお願いいたします。いかがでしょうか。

もう少し資料を見ながら内容をご自分のお仕事との関係を踏まえながらご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

●委員

青少年育成島根県民会議です。感想も含めてなんですが、資料を拝見させていただいて、昨年度よりもいじめ対応アドバイザー派遣、スクールカウンセラー配置等、外部機関への相談等も増えているところを見て、単純にいいとか悪いとか言いにくいと思います。学校内だけでなく、いろいろな方の力を借りたり、早めに対応されるということは肯定的ではないかと思うので、そのところはいろいろと進めていければいいのではないかと思っております。

何点か聞いてみたいことがあるのですが、いじめの要因の中で、中学校・高校だと部活動があると思います。小学校だと学校のクラブ以外に、スポ少であったり、地域のクラブ活動がありますが、数が多いか少ないか、私データを持ってないのですけれども、その中で、スポーツ活動に起因するいじめであったり、人間関係のトラブルは少なくはないのではないかと思うのですが、何かその辺りデータというものは持っておられるでしょうか。

●事務局

発生した場所等に関するデータは把握できておりません。ただ、そういったスポーツクラブ等でのいじめについての報告はあるにはありますが、詳しい数値としてデータは持ち合わせておりません。

●委員

先生方のほうは研修を重ねておられるような実感はありますけれども、地域の指導者に関しては、理解が十分でないというところはすごく感じているので、そのところ、県教委で出しておられる「小学生のスポーツ活動の手引き」であるとか、根本のところの子どもの権利という辺りについて、ぜひ、普及・啓発をより強く進めていただければと思っています。

あと、初期対応が非常に大事ということで、認知しなければ対応できないと、まさにそのとおりだと思っています。不登校の、県教委が調査されたデータの教職員と子どもの不登校の要因の認識に違いがあるというのが、すごく意義ある調査だなと個人的には思っていますが、そこで、教員と当事者の間に、要因に違いが出てくるのはなぜかという辺りについて答えは出ないと思うのですけれども、どのように捉えておられるでしょうか。

●事務局

ただいまの質問に関しましてですけれども、6月に不登校に関するアンケート調査を公表しておりまして、宍道高校と浜田高校の定時制、通信制の両校の生徒を対象として、自分が不登校だった経験があるかないかというアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の中では、あなたが不登校になったきっかけは何ですかと問うておりますけれども、そのアンケートに関する回答が、いじめでありますとか、教職員との関係をめぐると問題、あるいは友人関係をめぐると問題というような人間関係に起因する数値が、文部科

学省調査で、学校が上げている数値とは違いが見られたという結果が出て、我々としても非常に有意義な調査だったと捉えているところです。

先ほどご質問いただきました、その違いですけれども、今、ちょっと触れましたけれども、基本的にこの文部科学省の調査というのは、その子どもがどのような要因で不登校になっているかということを学校が考えて上げているというところがあります。我々が実施した調査は、以前不登校を経験した子どもたちが、今学校に来られるようになって、以前のことを振り返って、あのときはこうだったなと捉えているというところがあります。調査対象が全く一致しているわけではございませんので、これを一概に比較するということは難しいと思うのですけれども、ただ、学校の捉えと子どもたち、保護者の捉えというのは、少し違いがあるということが分かったのは、すごく有意義な調査であったということでございます。不登校の要因というのは13項目に分けられていますけれども、その13項目の中のどれかに、1人、1つ振り分けるという方法で調査が行われておりましたので、この子が不登校になった要因をどこかに振り分けるときに、学校の捉え方が、一番目立つ要因、とりわけ分かりにくいので、「無気力、不安」に振り分けられる傾向があるというふうに考えております。令和5年度の調査からは、「不登校の要因」という部分が、「不登校を把握した事実」ということで学校が複数答えられるようになりましたので、我々のアンケート調査結果に少し近づいた数値になってくるのではないかとこのところ、今後見ていきたいというふうに思ったところです。

●委員

ありがとうございます。

調査方法の違い等あると思うので、数値が、今お聞きすると今年度の調査から近づくのではないかとこのことですが、その辺りで、全国的な調査でも、教員と子どもの不登校の要因について、特に「教職員との関係をめぐる問題」が要因であるというあたり、0.6%と12%、県ではなっていたと思うのですが、かなり差が出ていると思います。その辺り、感覚的な部分ですけども、どうしてもそこのずれが少しずつでも改善していかないと、いじめの相談を子どもが先生にしにくいというケースがどうしても出てくると思うので、そこの辺りを検討というか、調査しながら改善していくのがひとつ大事ではないかなと思っています。

つい先日も、そういった質問が海外の方から出たので、ちょっとそこは答えづらかった

ところがありましたが、まさに個人的な感覚としては、どうしても学校の先生は学校に適應してこられた方のほうが多いと、サバイバルを達成してこられた方が多いので、どうしても学校が苦手だったり、いじめに巻き込まれやすかったりする子どもたちの心情に気づくことが苦手な方もおられるというあたりは、1つ要因としてあるのかなということは感じております。プラス、逆にそこが強過ぎると、いまだに連帯責任という形だったり、子ども同士で注意し合いなさいということだったり、厳し過ぎる指導で不登校が生まれているというのも、今年度も相談ケースが何ケースかあったもので、連帯責任だけではないですが、そういったものは教員による子どもへのいじめであるということ、そこまで強く言わなくてもいいと思うのですけども、そういったメッセージを一つ強く出していくことも大事なのかなと思いました。

●事務局

我々も不登校に関する調査から得られた結果というのはすごく大切にしております。この結果というの、かなり広く不登校に関わる人たちには伝えているつもりでございまして、特に子どもたちが休み始めた背景に、何かしらの人間関係があるのではないかという視点を教職員が持つことの大切さ、これが一番大事になろうかと思っております。そういったことを教職員に伝える研修やいろいろな説明会等がありますけれども、校長会のほうにもこちらから説明をして議論をさせていただいているところです。校長先生の中には、非常に感銘を受けて、やはり自分たちの捉えが誤っていたかもしれない、一生懸命丁寧には対応してきたけれども、やはり考え方を改めてみなきゃいけないということで、校内研修を実施してもらった小学校、中学校もあります。中には校長先生がたまたまこのアンケート結果を受けて、全国で発表が当たって、全国の校長会のほうでこのアンケート調査について発表して、学校が変わっていかねばいけないのだということも訴えてもらった校長先生もおられましたので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

あわせて、地域のクラブ活動の指導者のことについても言及がありましたけれども、このことについても、保健体育課と一緒にしまして、毎年、地域指導者の方には研修会を実施しておりますけども、そこでいじめの定義を理解してもらえよう伝えているところでございます。今のいじめの定義というのは、一般的に思っている社会通念上のいじめとはもう全く異なるものでございますので、そういった社会活動の場できちんといじめの定義が浸透していくことも、県教育委員会としては取り組んでまいりたいと考えていると

ころです。

●会長

ありがとうございました。

同様に何か、このデータを基に感想や、あるいはこういうところはどうなっているのだろうかというようなことがありましたら。

どうぞ、よろしく願いいたします。

●委員

島根県社会福祉士会子ども家庭委員会です。子ども家庭委員会の中には、現任SSWがたくさんおられて、SSWとして活動する中で、こういったことは常にミーティングなどでも話題に出ています。その現任者の1人の私も、長期欠席者の対応現場に行きまして、聞き取りの中で、スタートのところにいじめがあったということは、これよくあります、かなりの比率であります。ただ、その時点で、もう学校の体制が変わっていたり、異動されていたり、長期欠席の理由がいじめであったということであれば、学校の先生も重大事態として捉えられるわけですが、その時点では子どもがまだ話せる状況でなかった、そして、先ほどご説明もありましたが、保護者さんの捉え等の違いとか、いろいろなことで見つけることが、みんなが頑張っているもできなかったというような事例も結構あります。その時点で、それではいじめに立ち返って、そこから取り組むか、または、不登校支援だけに特化してやるかというのは、その学校現場の先生方の非常に厳しい判断に任されているような状態です。ですから、私たち間に入っている相談援助職が、保護者の気持ち、もちろん子ども、当事者の気持ちを聞きながら、今からそこに立ち返って対応すべきかどうかというようなことを精査して、そして先生方と今の新しい担任の先生、前のことは分からないというような方もいらっしゃるわけです。そういった中で、どう進めていくかというようなことは日々話をしています。ですから、その辺がカウントされて多分いない、見落とされているかもしれないというところに当てはまるかなということを思いました。

もう1点、先ほどクラブ活動とか学童とか、それからスポ少とか、そういったところでのいじめのことも私たちも実は関わります。学校の先生方も、今、そういったところ開かれていて、学童や今のスポ少等のいじめであっても、学校の人間関係の延長にということは学校の取扱いだということは非常に周知されていまして、そこは熱心に取り組んでおら

れます。

一方で、これはこの話とずれるかもしれませんが、小学校1年生のいじめ被害においては、その子の出身幼稚園とか保育園とかで、そういった概念を多少なりとも保護者が知っているかどうかによって大きく変わってきます。私が関わっている市町や他県の条例の中には、子どもが集まっているところには全て適用するというような判断で、自治体の方針等を生かしておられるところもあります。私が関わっているところだけなので、まだ県全体のデータではもちろんないです。ただ、そういうふうに入ったら突然この「いじめ防止対策推進法」と接するという、保護者さんに対して、もう少し早くから、その周知ができないかなというようなことはいつも思っています。

●会長

ありがとうございます。

確かに幼稚園、保育所の方がここにいらっしゃらないということも、今のお話を聞いてから、確かなるほどと思いましたので、またその辺り事務局のほうでもご検討をいただければと思います。とても有益なご意見だったと思います。ありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご感想、このデータのものについて、いかがでしょうか。

●委員

島根県民生児童委員協議会でございます。いじめの認知件数の学年別のところでございます。先ほど5年生より6年生が減っているというご説明、確かに数字的にはそうなっています。ただ、逆に今度は、中1からはまた増えて、中2、中3と減っている。そうなるのと、先ほどのご説明は、本人の頑張りも含めて、意識、それからリーダー的いろいろなことの要素でというご説明もいただきましたけれども、逆にこの数字の流れを見たときに、私は、学年の上から下へとか、学年の上の存在による無言の圧力だとか、また直接的じゃない間接的な何かというの、かなりいじめの要因としてあって、それが学年の上に行くにつれてなくなって、また中学校になったらまた出てきてというような、そういうことの原因であったなど、この数字を私は読み取らせていただきました。

それと、もう1点、19市町村、県内ですね、恐らくどこにもこういういじめ問題対策連絡協議会がありますけれども。いつも思うのが、県のこの会議と、各市町でやっている会議との、やる時期のことですけれども。今までもそうですし、義務教育もそうです。恐

らくこの後もそうだと思いますが、皆さんとっても本当にいい意見、なるほどと思う意見をたくさんいただきます。そういうものをある程度のところで、全部じゃなくても、取り上げたものを市町に下ろしていただいて、市町でそれを参考にしながら、また協議会に持っていく、そういうふうなことを皆さん足並みをそろえられないと、ここはここ、ここはここで、また報告があったりしても、1年後、また半年後の会議のときでないと、県でこのようなことが、この話が下りてこない。それはとってももったいない回り方をしているのではないかという気がしています。

私、益田市ですけれども、実は益田市は、明日、市の会議です。ということは、今日の話は、私が幾つか報告させていただく方法しかないですけれども、皆さん各市町の代表というわけではないですので、どこにも報告がいく保障はありません。そうすると、せっかくのそれぞれの会議ですので、単発ではなくて、ちゃんとつながっているもの、逆でもいいです。市町のことの報告を県に上げて、それで県の中の状況というのを皆さんがお知りになるという。どちらでもいいですので、何かいい方法が取れないかなというふうに思うところです。

●会長

ありがとうございます。

確かにデータの見方として、上に上がっていくと、上の人がいなくなるから件数が減っていくという見方については、人間関係がというよりは、そういう見方も一つのものだと思いますので、分析する際に、そういう観点もぜひ取り入れていただきたいと思いますし、また、市町村のいじめ対策連絡協議会との関係性というのも重要な提案がありましたので、また事務局のほうでご検討いただければと思います。

何かありますか。

お願いします。

●事務局

ありがとうございました。

事前の意見でも伺っているものでございまして、県のこのいじめ問題対策連絡協議会と、また19市町村の協議会自体がもう少し連携をしたらどうかというような意見でございました。我々としても、ここで話し合った内容は19市町村に共有して、県が考える姿勢と

いうのをやはり市町村にもなるべく伝わるようにしていきたいとは思っておりますけれども、19市町村は19市町村のほうでまた独自の取組というのがあって、なかなか開催時期を一緒にするとか、あるいは合同で開催をするというような立てつけでは少し難しいと考えております。ただ、島根県として同じ方向性で歩む必要があるかと思っておりますので、その共有の仕方については今後の参考にさせていただきたいと思っております。

●会長

ありがとうございます。

ほかにご感想等ございませんでしょうか。

それでは、どうぞ。

●委員

島根県臨床心理士・公認心理師協会、スクールカウンセラーの職能団体になります。私自身もスクールカウンセラーとして現場に出ているので、現場と、やはりこのアンケートで出てくるものの違いみたいなものを考えながら読ませていただきました。実感として、もちろん私の実感なので、全体的なものが言えるかどうか分からないですけど、やはりいじめのいろいろな体制は整ってきているんだろうなという印象は、先生方の対応力が整ってきているなという印象はありますし、認知件数も上がってきている印象もあります。ただ、その分だけ、例えばSNSのトラブルとか、性的なトラブルとか、境界線上にあるようなケースをどう対応されるといいか迷われるケースがちょっと増えてきたなという印象を持っています。いじめというのがかなり広くくりで考えられているというところはわかっても、やはりまだそのラインが微妙なものに対しては難しさを感じられているのかなという印象を持っています。あと、やはり重大事態にしたくないという思いが強くなって、大変だという思いがあるのか、できるだけそうしなくて苦労されるというような印象も少し持っています。

それと、スクールカウンセラーとしては、やはり被害の子とも加害の子とも関わることで増えてきましたので、いじめとなってくると加害側の子を対応することも増えてきました。ただ、いじめ、被害を受けた子もそうですし、加害の子もそうですが、相手の感情を理解できないからいじめにつながってしまうというポイントもあつたりします。だから、日頃から、そういう子は感情表現だったり、相手の感情を理解するという力が弱かったりす

るケースもあるのですけれど、やはり、生徒指導提要でもプロアクティブということを考えられているので、自分の考えを理解するとか、感情を理解するというようなアプローチが、やはりいじめ防止には役立つだろうなとも思うし、そこに対応が広がっていくといいなというイメージを持ちました。いじめる子話を聞いていると、先生方もしっかり聞き取られているのですけれども、ノリでとか、何かそれっぽい言葉でごまかされてしまって、説明責任がきちんと果たされていないと、被害側の子は安心することができないという事案を経験したことがあります。アンガーマネジメントみたいなものが広がってきているかなと思うけれど、アンガーマネジメントを理解するためには、自分が怒っているという感情を理解しなければいけない。その根っこにあるものの理解がもう少し必要になってくるかなとも思っています。

それと、ノリでごまかされてしまって、というような印象が私のほうで持ってしまったのは、やはり制度や様々なものが成立しているけれども、これというのは何のためにあるかといったら、やはり先生たちの対応力を上げるためだと思うと、制度がすごく急いで独り歩きしてしまって、これをやったらこれをやらなきゃみたいな感じに先生たちが焦ってしまわれなといういいなということも同時に思っています。スクールカウンセラーにしろ、いろいろな制度にしろ、先生たちを支えるためにあるものだと思いたいなとも思っているので、アンケートや様々なものがあるのはすごくいいですけど、何かこれが先生たちの支援につながっていけばいいなと思いつつ見せていただきました。感想になります。

●会長

ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

●事務局

ありがとうございました。

感想とおっしゃいましたけれども、おっしゃったとおりかと考えております。法に基づいた対応だとか、そういったことが先に立ってしまって、ついつい忘れがちになっていまして、いじめにしろ、不登校にしろ、まず、子ども最優先の対応を考えていけば、そうそう間違った対応にはならないとは思っているところです。ですので、まずその子どもが置かれている状況にとって何が一番いいのかということ、その学校をチームとして

考えていき、その子に応じた、個別の状況に応じた対応をしていく必要があると考えているところです。犯罪等に関するようなこと、先ほどSNSとか微妙なラインだというご意見もありましたけれども、犯罪であってもしじめの定義にも当てはまっております。だから、警察とは連携をしてくださいということはこちらからもお伝えしますが、警察と連携した上で、学校もきちんといじめとして対応するということは忘れてはいけない部分というところです。

それと、プロアクティブな視点というのがありました。プロアクティブというのは、予防という部分ですけれども、その未然防止であるとか、ふだんの学校生活の中で、今ありましたように、アンガーマネジメント等をきちんと理解していくとかというところを、我々としても非常に重要だと思っております。ですので、今、スクールカウンセラーの方には、相談以外の時間帯で、学校のほうで子どもたちを対象に教育プログラムというのを実施してほしいと、その中にストレスマネジメントでありますとか、アンガーマネジメントという部分を盛り込んだ、その子どもたちが自己理解をしていくということも推進しているところがございます。そういったことが少し進んでいくと、子どもたちも自分のことを知って他者を大事にできるようになってくるのではないかと考えているところです。

●会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかにこの議題1につきまして、何かございますか。

今、感想もありましたけれども、恐らくこれに付随するようなご意見等もあると思いますので。それでは、続いて議事の2番目、意見交換に移らせていただいて、1に関わるようなものでも構いませんので、参加されている皆様からご意見を頂戴したいと思います。それぞれのお立場から、いじめの現状や取組、先ほど犯罪、SNS等で警察との連携もとありましたけれど、警察の方も来られていますし、学校関係者の方も当然いらっしゃいますので、少しこのところで皆さんに意見をいただければと思います。先ほども説明しましたけれど、特定の個人だと識別されるような情報がある場合には、事前にそういうものがあるとお伝えいただければ非公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここからは、議題1のデータにかかわらず、ご参加いただいている皆様からご意見を頂

戴したいと思います。挙手でよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、考えていただいている間に、事前の意見まとめのところで、3人の方からご意見をいただいておりますので、そのことについて少しご発言いただければと思います。

それでは、青少年育成島根県民会議から、幾つかいただいていると思いますけれども、少し話題提供を含めてお話していただければよろしいでしょうか。

先ほどの内容と少し重なったところもありますけど、この辺のところのところが大事かなと。

●委員

そうですね、どうしてもいじめた、直接対応でなくても、一般的にいじめられるほうにも原因があるという言説が非常に根強く地域に残っております。保護者さんからもよく聞くなと思うのですが、そこへの対応の難しさというか、個別の対応はできても、全体的な理解の深まりというのを感じるのが難しいなという、悩ましいところがきっと学校でも感じておられると思います。もちろんいじめを避けるスキルみたいなものはある程度、こういうときはこう対応するとかいうあたりは多少あると思うのですが、根本的にそのところをどのようにしていけばよいのかというのが一つ悩ましく思っております。

●会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、今日は、小学校長会はお休みですが、中学校長会、高校の校長会もいらしていますので、そういう指導等とかで、実際の現場の状況等をお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。教育関係の方々、先ほどからこちら側がお話しされているので、ぜひこちら側からもご発言いただければと思いますが、どうでしょう。

よろしければ、お願いいたします。

●委員

中学校長会代表して出かけております。よろしくお願いします。

いじめは、日々起きているというか、トラブルは日々起っておりまして、それをどういじめとして認知するかということは、本当にケース・バイ・ケースですよね。その被害、加害がそれぞれあって、特に事実を確認しないことには次の指導に当たれないというのが大前提ですから、何か訴えがあったらそっちに肩入れし過ぎて失敗するというケース

もやはり今までであったと思いますが、そうではないと、しっかり双方の言い分を聞いた上で事実を確認して指導に当たろう、それから保護者にもしっかり伝えようみたいなところで学校現場では動いているところでございます。途中もいろいろな話があったのですが、以前と違っていじめという言葉自体にパンチがまだありますので、イメージといいますか捉えがあって、すごく重いものとか、厄介なものということで、何となく指導のほうも動いてきたところですが。ここ近年になってからは、そうではなくて、やはり嫌な思いをした子がいればそちらに寄り添って、そこから解決を図ろうというのが学校の現状だと思っております。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、子ども同士が学校の中だけで解決しそうなこともですが、保護者に伝えたときに、ある意味処罰感情が働いてしまって、絶対許せないというようなことで長引くとか、教員が疲弊するといったことも少なからずあるというのが今の学校かと思っております。適切な対応ができていると思いますが、うまくいかないことも当然あるというように認識しております。

●会長

高校いかがでしょうか。

●委員

公立高等学校長協会から参りました。よろしく申し上げます。

高校のほうですけれども、小・中等に比べますと件数が少ないようですけれども、発達をしてきている子どもたちの事象としてはやはり重たいものが多くございますので、その辺りは学校現場の先生方併せて、先ほどもありましたけれども、外部機関、そういった組織一体となって取り組まないと難しいところも出てきます。また、家庭との関わりにおいては、SSWのお力をお借りしながらというところで、以前はそういったところに少し踏み込んでお願いすることができなかった、遠慮していた部分がありましたけれども、最近の現場としては、そういったところを活用しながら、教員だけで抱えて行き詰まることのないよう心がけてきているかなというところはあります。

もう一点は、初期対応、または早期発見というところは、以前からも言われているところですが、今、そしてこれからは、予防のところを心がけて、価値観が生まれてきている中で価値観のずれによって、それがいじめへの言動につながらないように子どもた

ちへの伝え方に努めることで、未然に防ぐような予防のほうを心がけて、いかないといけないと考えて、学校の現場のほうでも取り組んでいくというところが出てきているなど感じているところです。引き続き、外部機関との連携を積極的に取らせていただきながら進めていけたらと考えています。

●会長

私立はいかがですか。せつかくです。

●委員

県の私立中学高等学校連盟でお邪魔させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

先ほどありました、いじめられる側も悪いというふうな概念といいますか、お話ございました。恐らく最近はそういう感覚はもうほとんど、多分ないと思います。ただ、中には、そういった概念ではないのですが、たまたま何かあって、訴えがあって、子どもたちの話を聞いてみると、両方聞くと、先にちょっと同じようなことをしたのが実は訴えてきた側だったというふうなこともあって、そういったときに両方の話を聞いて、それぞれの子どもたちを指導したり、保護者の方に説明して納得してもらうときには、ちょっと時間がかかることもあるのかなという気がします。先に言ってきた子よりも、何も言わなくて、実はこういうことがあってと言った子のほうが我慢強いといいますか、保護者の方もご理解があって、事情を説明すると、自分のところが悪うございましたとか、大変ご迷惑かけましたということで、相手のことを悪く言われることはほとんどないですけれども、逆に先に言ってこられた側のほうが、いつまでもなかなか納得されにくいとか、そういうことがあって困るケースも幾つかあったのかなという気は実感としてはしてあります。

それから、我々私立のところも、以前と比べたら随分、開放的と言うと語弊があるかもしれませんが、スクールカウンセラーの方にいろいろ入っていただいたり、児童相談所に相談に行ったりすることもありますし、警察署もございます。出雲に医療センターなどもあって、そちらのほうにもお世話になったり、今日は県の総務課の方にも来ていただいておりますけれども、私もよくお電話させていただいて、実際に相談に乗っていただいたり、本当に外部の機関の方にいろいろ助けていただいて、それで解決したこともたくさんありますし、学校としては本当にいろいろな方に協力いただける環境が整ったことは改め

て感謝を申し上げたいところだと思っております。そういったお力添えもあつたり、我々学校の教員の考え方も変わったりしましたので、少しずつですけれども学校のほうで認知できることも増えてきたのかなと思いますし、学校のことを頼りにしていただける保護者の方も増えてきているのではないかなという事は考えています。ただ、あと、これから解決したいと思うのは、アンケートのところにもありましたけれど、率として5.8%ぐらいの率かなと思って計算しておりましたけれど、いじめを受けているという認識を持っている子どもたちが、どこにも相談できていないと答えた子が、4年と5年それぞれ5.何%だろうと思います。本当はそれがゼロになるのが理想だとは思いますが、究極はいじめがないというのが理想だとは思いますが、なかなかそこまでいかないと思いますので、少なくとも何かあつたときに、どこかに相談できる、できない子がゼロになるようなことを今後は目指していきたいということを個人的には思っているところでございます。全然役に立たないような話だったかもしれませんが、一言言わせていただきました。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

先ほどからやはり保護者の意識というのもありましたので、PTAの方も来られていますので、PTAの方どなたかお話しいただければと思いますし、その後、やはりSNSの問題等もありますので、警察関係の方にも一言いただきたいと思っております。

まず、PTAの方どなたかご発言いただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

●委員

島根県PTA連合会です。よろしくお願いたします。

資料の12ページのところで、いじめる児童生徒への特別な対応ということで、保護者への報告であつたりとか、保護者に謝罪をしたりというふうなことがかなりの件数占めておまして、やはりいじめに対して保護者との関わりというのも非常に重要になってくるものかなと思っております。今、いじめの件数が増えてきたのは、ちょうどいじめに対する考え方というのが広く見たりということがあるのかなと思っておまして、例えば冷やかしかからかいというのもいじめというふうに見るようになってきたときに、例えば我々保護者ぐらいの世代だと、それいじめじゃないよねというふうな認識があつて、何かみんな

なで楽しく遊んでいる中で、ちょっとからかったりとかというふうな認識があるのだけど、今、そういうからかいとか受けた子どもたちが嫌な思いをすれば、もういじめになるという認識であるというのを、なかなか保護者もまだ認識がそこまでいっていないのだなというふうには思っております。PTAのいろいろな学校活動においても、実際そういういじめの事案があったときにはPTAで研修しましょうという形で勉強したりとかはあるのですけれども、日頃から落ち着いたような状況の中で、こういうことがいじめですよというふうな話、子どもたちは学校でかなり指導されているようですけれども、保護者はなかなか何か起きないと動いてないなというのが現状でありまして、そこに向けて少しアプローチできたらなと県のPTAとしても考えてはいるのですけれども、そうじゃないところの問題というのたくさんありますので、いじめに特化したアプローチというのは、まだなかなかできてない現状ではあるのですけれども、また年度の初めとかでもいいのですけれども、今、例えば学校側とか教育現場というのは、こういうこともいじめだという認識をしていますよというようなアナウンスとか、そういうことも少ししていただけたら、保護者の意識も変わってくるのかなと。ふだんの生活の中で、やはりちょっとした言葉遣いとかというところも意識していければ、いじめにつながるようなということも未然にある程度防げるのかなと思いますので、今の教育現場がこういうことをいじめと捉えていますよというふうなところを、アナウンスというか、チラシ等で啓発活動していただけると、少しはまた保護者のほうも考え方が変わってくるのかなと思っております。

●会長

ありがとうございます。

ほかよろしいですか、せっかくです。

どうぞ。

●委員

県高等学校PTA連合会です。よろしくお願いたします。

先ほど情報いろいろと提供いただいてありがとうございました。私もPTA長くやっていますけれども、やはり、いじめという事案があったときに、子ども同士、学校間では解決しているのだけれども、そこに親が介入することによって、逆にこじれてしまうというケースがあったときに、非常に対応に困ったというか。あと、学校と校長先生によると思

うのですけれども、どの程度PTA側に情報を下ろしてきてくれるかというところもあるかなというところは感じるところで、親のうわさ話で、いじめがあったとか、今度学校の説明会があるだとかというケースもあったりするので、どういうレベルをPTAのほうに情報として落としていくかというところも、ある程度合わせてもらえるといいかなというところも感じました。

あと、保護者側としましては、幼こども園・小中・高・特別支援という4つのPTAが島根県内にあるのですけれども、そちらのほうでも協議会というのもあります。いろいろな研修会も開催しているのですけれども、やはりこういったいじめに関しても、今後、その4つのPTAが連携して情報交換だったり、いろいろな研修会というのでも開催できればいいかなと思っていますので、またそういったところにもいろいろな情報を提供いただければいいかなと思ったり、こんな研修会があるというなお話とかいただければ、そういったところでも取り上げていったらいいかなと。各PTAに対しても、研修会だとか、親に対するところもやっていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

●会長

ありがとうございます。

今、校長先生の情報公開みたいな話が出ましたけれど、校長会としては、いかがですか。やはりどこまでその情報を伝えるかというのはなかなかシビアなものがあるわけでしょうか。

どうですか。

●委員

中学校長会です。特に松江市の中学校・小学校では、いじめがあったという報告があった際には、いろいろ事情も聞いたりして記録も残すのですが、最後には、それは例えばPTAさん、会長さんとか、学年委員長さんには伝わっていますかということを確認して、ぜひ共有してくださいと伝えていました。多くの学校では、そういうふうになさっていると思いますし、全部学校で抱え込まないよというスタンスで松江市は動いているという認識でおりますが、十分でないというのは何となく分かりますけれども、そのスタンスでやっているということでございますので、大事なことかなと思っております。

●会長

ありがとうございます。

こういうことについてスクールカウンセラーとかいかがでしょうか。どこまで伝えるべきだとか、何かアドバイスとかされるようなこととかあるのでしょうか、あるいは臨床心理士とか、いかがですか。

●委員

先ほど保護者さんがお話しになったことでお伝えしたいところがあります。それは、「いじめ防止対策推進法」23条、措置の項に、対応する際に、必ず保護者さんの支援をすることが義務づけられています。加害の保護者さん、そして被害の保護者さん、これを継続的に支援していくことが明記されています。そして、その次に、ここがうまくいっていないと長引くところなのですが、便宜上加害という言葉を使いますが、加害の情報を被害側にきちんと伝えないといけないこと、進捗状況を。そして被害側も加害の状況をリアルタイムで本来は把握できるというふうになっています。結局問題が長引く一番のものは、情報をもらえない保護者さんたちが、一日中ずっと待つわけです。先生に相談してみた、お任せした、どうだろう、どうなったのだろうとずっと待っておられます。その間、先生方は通常業務に併せて、その対応を粛々とされます。けれども、要するに被害側の保護者さんに対して、しっかりと安心が提供できる材料でないと伝えてはいけないと思っておられる先生方がたくさんいらっしゃいまして、まだ現状を子どもと対話していて、そこがまだ認めてもらってないですというようなことでも、被害側には私は伝えるべきですよということを毎回進捗管理の中で話をしています。なので、当事者になられたときには、今どんな状況なのかを教えてほしいというふうに保護者さんもおっしゃっていただいていたので、全部解決してからとか、問題が全部収まった頃に報告というのでは現行違うのですね。途中をきちんと共有するということがうたわれています。なので、そこをぜひ求めていただけたらなということをおもいました。

●会長

宿題が回ってきました。

●委員

安心感をというのがやはり一番の基本にはなるかなとは思ってはいるのですが、保護者の方が加害側の方にすごく腹を立てられて仲介が大変であったというようなケースは幾らか経験をしたことがあります。先生方で何かこんなふうに法律がいっぱい決まって、行動のほうばかりを意識して、それで先生たちが何かしなくてはと思われるのがすごく大変になってきていないかなという印象があるのは実はその部分で、保護者さんが言われることの気持ちは分かります、しっかり丁寧に保護者さんに気持ちを聞かれて、学校ができることはこれぐらいのことですとか、この部分は分かりましたので、でもこれはできないのでこうしますという、根気強いやり取りみたいなものが、私は必要になってくるのだろうなと思います。保護者さんが言われたことを全部やらなくてはみたいな雰囲気になって、受け止め過ぎてしまって学校側が苦しんでいるケースというのは幾らか経験したことがあるので、もちろん感情面はすごく大事ですし、まず、私は、加害側となってしまった人たちも丁寧な説明というものも必要になる、だから、子どもたちに自分の感情が理解できて、なぜやったかが少しずつでも自分の中に内省できる力みたいなものが、説明できる力が必要になってというのがあって、何かそういうイメージを持っているので、何でしょうね、どこまで伝えるかというのは確かにすごく迷われますが、その前に気持ちが分かるみたいなものとかがどこまで伝わっているのかとか、処罰感情があることの事情を理解できるという感情がどこまで伝わっているのかというようなことを思ったりします。

●会長

ありがとうございました。

なかなかお答えにくいかと。

せっかくですので、先ほどSNS等がありました、警察関係の方、どちらかで何か一言ありましたらお願いいたします。

●委員

島根県警察本部の少年女性対策課です。

いじめとは限らず、SNSのトラブルがやはり県内多々ありまして、誹謗中傷、裸の画像を送ってしまった。あと、最もいけないのは誘拐被害に遭って性被害に遭う、これも数件ニュース見られて目にされると思うのですが、県内でも発生しています。そこを含めて、

まず、SNSの使い方がちょっと問題かなと。警察のほうでもSNS、インターネットの安全教室というのを出前でやっています、学校のほうから要請を受けて学校に出向いて行っておりますので、効果的なのは、携帯を持たれる時期が一番いいのかなと。子どもさんばかり言ってもあれなので、保護者さん向けにも一緒に場をつくっていただければ、インターネットのもたらず危険性というのを教室としてやったりもしております。それで、いろいろなところでお話しさせてもらう機会には必ず申し上げているのですが、例えば子どもさんの裸の画像を見知らぬ相手に送ってしまったというケースは多々あります。それで、そのときに生徒間でのグループラインでの投稿とか、そういったものもよくあるのですが、お願いしたいのは、警察がやるのは、基本的には犯罪捜査です。犯罪捜査で何が一番重要かという証拠です。その証拠がもう全て。いけないからと消されて、もめて、もめて、やっと警察に入ってくる、そこからちょっともう証拠がないのでなかなか対応が難しいというケースがやはりあって、お願いしたいのは、早めに警察に言っていただきたい。それで、一つ勘違いされておられる人もいますが、警察は、例えば保護者さんに伺って、被害を届け出ますかと確認したりすると思うのですが、被害届を出さないと警察には言うてはいけないかという、決してそうではありません。さきほど言いましたように、まず早めに相談していただいて、画像とかやり取りを警察が証拠で押さえますので、その後に、例えば生徒間であれば、そこで話し合って、和解されれば、それはそれで事件としてやらないですよ。証拠をまず押さえておいてから、あと対応していくというのが一番スムーズかなと思いますので、ぜひ、こじれる前に先に言うておいてもらって、あと学校の対応をどうされるか。警察のいじめの対応とかは、基本的には教育上の配慮の観点をまず置きます。まずは、教育現場の対応を尊重して、それから、犯罪行為がある場合には、子どもさんとか保護者さんの意向、学校さんの対応を踏まえてどうするかということを相談しながら決めていきますので、早めに、すぐそういったことが言える関係を警察署と築いていただいて、どんどん早めに情報いただければ、警察として必要な対応を取っていきますので、今後とも早期通報をよろしくお願いします。

●会長

ありがとうございました。

今、PTA、それから臨床心理士、スクールカウンセラー、それから警察の方、お話を聞かせていただきましたが、そういうのをスーパーバイズにするのが教育委員会だと思いま

すので、今回は市町村教育委員会の連合会も来られていますので、すみませんが、一言、今までのことを含めて、ご感想やご意見をいただければと思います。

●委員

島根県市町村教育委員会連合会です。

様々、先ほどから意見を聞いておりました、ちょっと最初に戻ってしまったりして申し訳ないですけれども、県と市町村との関係というのは非常に大事だと思っておりますが、なかなかタイムリーな、先ほどおっしゃった開催時期にはならないにしても、例えばこの県全体でこういうふうな課題があつて、これに対してこういう方向でいるというようなことについては、県教育委員会のほうで開催される担当指導主事の会とか、そういうところで一定の情報共有はされています。ただ、その情報共有されたものが、次、市町村の会議で報告なりしようとする、時期がずれたときにはちょっともう遅いというような、そういう状況にもなりかねないので、そのこのところの、このいじめに関する対策連絡協議会は置いておいても、やはり各市町村はしっかり県教育委員会と情報は共有をしながらやっていかないといけないなということは、先ほどご指摘あつたとおりではないかなと思っておりました。

それから、教育委員会としましては、域内で起こっている各学校のこのいじめに関する状況というのは、しっかり把握をまずしていくことが大事かと思っております。他の18市町村の内情までは、なかなか数値としても分からないところがあつて、私どもの状況としてお話をするのですけれども、本当にいじめの重大事態になっているような事案も過去にありますので、そこから得られた教訓ということで、各学校の校長先生はじめ、先生方のいじめの認識、認知をする、その意識というのは、いかに高めていくかということをやっとやってきましたし、現在も続けています。

その中で、認知をされたものについては速やかに報告をいただくということ、その事案を基に、例えば私どもの町でいうと、担当しております者が1か月に1回程度、学校訪問をします。このいじめの案件の進捗状況、解決に向けた取組というのはどうなっているのかということ、逐次、聞き取りをして整理をしていて、先ほどいろいろ出ている、少し長期になりそうとか、なかなか解決が難しいなという案件については、積極的に教育委員会側からも助言に入りますし、学校に対しては、先ほど非常に力強いお言葉をいただいたのですけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆さん、学校

の助けになるよというお話もいただいて、本当にありがたいのですけれども、学校側はとにかくケース会議において、皆さん方にしっかりと入っていただいて、助言をいただくという、そういう学校の仕組みもしっかりとしていかないといけないということは、これも繰り返し言っていますし、そういう体制に今なっているというふうに私は認識をしています。

そういう中であっても、なかなか解決は難しい案件というのも当然にありますので、粘り強くということを使うしかないかなと思っています。一番やはり苦しむのは子ども自身であるし、保護者さんでありますので、何とか解決の方向にというところは探りつつも、長期になってくると、先ほどおっしゃったように、担任が替わるとか講師が替わるとかということが出てきますので、その先へもしっかりつないでいくということは、私どもの役目としてはやってきているところです。

それから、ちょっと話はずれるかもしれませんが先ほど、小学校学年別、中学校学年別の件数を見られてのコメントもありまして、私どもも同じように学年別のデータを取っております。その上で、報告の中にあつた、人間関係がまだ構築されてない中であつてのいじめというものが考えられるということ、もちろん、あると思うのですが、中学校に進学してくる学校数で違いがあるかを見たときに、あまりないですよ。私どもの市としては、例えば多くの中学校、一番多い学校は6校の小学校から進学をします。それから、3校、2校というのが多くて、1対1という学校もあります。小学校1校から進学していく中学校、ほぼ人間関係が変わらない中で、じゃあ、いじめがないのかというと、中1でやはり起こるのですよ、結構な割合として。そうすると、出来上がっているある程度の人間関係の中で起こるとするならば、もしかしたら人間関係に起因するというよりは、小から中の何か環境の変化とか、そこが起こす子どもへのストレスみたいなところからのいじめというものもあるのではないかということで、今、それを、なかなか難しいですけど、調査をして分析をしかけています。

ですので、ぜひ、県教育委員会のほうでも、単に中1が多いとって、なだらかに中3にかけて減少していくということだけじゃなくて、中1で起こる要因というのは、何に、やはり一番多いのかなというところ、そうすると、もしかしたら小学校の高学年の例えば教科担任制みたいな指導形態、学校の組織自体が少し中学校寄りに、小・中連携という中でやっていかないと、この段差は埋め切れないのかなとも思っていたり、これ、不登校とも関係してくる部分かと思っていたりしますけど、何かそういうところが少し見られれば

方策が打てるかなということ私を私としては今考えつつあって、何とか減少の方向に転じさせたいなと思っています。

手前みそですけど、小学校は比較的低いですよ、出雲市は。それは何かと、これも分析をしていかないといけないですけど、平成26年から幼小の連携というのをかなりやってきました。もしかしたら、そういうところの効果が若干あるのではないかと、そうすると、やはり小・中の連携というところに今度力を入れていかないといけないのかなとか、様々要因を見つけて、解決につなげるような方策を行政として取っていくと。そういうことを少しやってかないといけないなということ今考えているところです。先ほどおっしゃった、本当はゼロになってくれることを願うのですが、生の人間同士が日々生活していますので、いろいろな摩擦は起きると思うのですが、それをどう子どもたちがコントロールしたり、いじめたりという行為につなげさせないということを含めて、やはり考えていかないといけないということを、ちょっと代表ではありますが、ほかの市町のことは分からないので、我がとこのことでお話をさせていただきました。

●会長

ありがとうございました。

出雲市を一つのモデルにしながら、また今後、検討が進んでいければと思いますし、事務局も今のお話を聞きながら、今後のことをご検討いただければと思います。

事前意見まとめの中で、島根県人権擁護委員連合会からもご意見いただいていますので、話題提供お願いできますでしょうか。

●委員

島根県人権擁護委員連合会です。

最初、いじめは人権と非常にリンクする面がある、大切な面があるということは、論をまたないところです。島根県の人権擁護委員連合会という県連の組織があるのですが、各協議会、5つブロック別になっておりまして、松江、出雲、浜田、益田、隠岐とあります。協議会組織が5つあって、それを県連としてまた束ねているということになっておりまして、全部で173名の人権擁護委員、これ、法務大臣から委嘱された民間人としてやっております。

いじめに関することですが、具体的には、「こどもの人権110番」という、人権相談

を日々、常駐で松江地方法務局及び各支局の中に部屋を設けておりまして、そこで受け付けて、相談、それから、足を運んでの来室相談もありますので、いじめだけではありませんが、いじめも含めた相談対応をしております。

それから、「こどもの人権SOSミニレター」、この取組をやっております、これ、全国でやっているのですが、小学校、中学校の子どもさんにミニレターといいますか、自分で、便箋がついていますから、書いて、それを封筒も一緒にできて、出せるという形になっていまして、料金はかかりませんし、受けた手紙、これは、法務局の職員あるいは人権擁護委員が受けますが、どこへ返信するかというのも、学校なのか、それとも家庭なのか選択する方法になっていまして、そこに回答を協議した上でできるだけ早く、1週間以内には返そうということで返しております。今、手元に6年度の集計値がちょうど持ち合わせておりませんが、トータルすると50件ぐらいはあると思います。ただ、内容については、外部秘となっておりますので、詳細は申し上げられません。

それから、啓発活動として人権出前教室を行っております、小学校、中学校、高等学校、あるいは専門学校含めて、年に数回やっております、ここではやはりいじめを一つのテーマにして、特に中学校のほうはDVDも使いながら、いじめを受けたことがあるか、今そういうことがあるか、あるいは過去あったのか含めて、率直にグループ別の座席を設けて、そこで委員が6、7人の一グループに1人は必ず入って、進行したり、アドバイスしたり、いじめの実例を引き出すような形でやっております。もちろん短時間ですから、そこでぱっと解決するということはありませんけれど、何らかの示唆を与える方向ではやっております。

そういう、主に電話、来室相談、それからミニレター、出かけての出前教室の中学校では、小グループでのいじめについての話し合い、そういうことが主でございます。

法務局の人権委員の人権相談、いじめに関しては、状況によっては調査、救済までできるということがあります。その場合はもちろん、しっかり聴取した上でのものになりますけれど、それが他の相談機関とは違うところです。

個人的なことですが、私は現在、松江市内の某中学校の学校運営協議会の会長をしております、地元の小・中学校、特に中学校では長い間、そういう面でも関わってきておりますので、学校現場ともいろいろなことも含めて相談する機会が多いですので、こういういじめに関すること、また、いろいろな場面で生かしていけたらと思っております。

●会長

ありがとうございます。

今のオフィシャルな窓口ですけれども、せっかくですから、ほっと・スペースの方もぜひ窓口というか、いじめ対応をどういうふうにやっているかということ、少し情報提供いただければと思います。

●委員

ほっと・スペース21です。私たちの主事業は、「子どもほっとラインもしもしにゃんこ」という電話相談です。島根県内の子どもに限って相談ができるという電話を受けています。始めてもう19年になりますけれども、当初の電話の本数と比べると激減しています。ものすごく減っていますけれども、ゼロにはならないので、やめるわけにはいかないと考えて続けています。

青少年家庭課にも支援していただいているので、続けていきたいと思っていますが、今年度のかかってきている電話の中で、毎年いろいろな特徴があるのですけれども、気になることが一つだけあって、小学生の電話がすごく増えました。6年生さんですけど、自死サイトのチェックをしているという人が割とかかってくるのですね。そのことについて、電話を受けている者たちは、本当に何もできないわけです。手繰り寄せるわけにもいかないし、名を名のらなくてもいいと言っている相談電話なので。身近な方々に誰か話せないかなと思って、電話をかけている間に「人」を探すのですけれども、やはり子どもたちは担任の先生とか、図書館司書の先生とか、身近な人を思い浮かべてくれます。そこにかけてみよう。話してみようということをするのですけれども、割と大人の返事は決まっていて、決めぜりふのように、「様子を見ましょう」と言われましたと子どもは言います。「ええっ」と、私たちも「ええっ」と思うのですけれども、その場で先生に「それってどういうこと」と聞けばよかったのと思うのだけれど、そのときは「様子を見ましょうか」ということで相談は終わるわけですね。自死サイトをチェックしている友達のことを相談しても、「様子を見ましょうと言われたんです」と言うのですけれども、やはり未熟な子どもたちがそういうサイトを見るということは、電話の受け手の皆さんは心配するのですけれども、どこにつなげばいいだろうな、この気持ちっていうところはあって、きっと学校の先生たちにも、かかっている子どもたちの事情があって、様子を見たいという気持ちは重々分かります。でも、子どもに分かる言い方が、もうちょっとあるだろうなと思っていて、6年生

だからといっても伝わらないというところを酌んでもらいたいなという、やきもきしているという状況の報告でした。

こんな電話ばかりではなく雑談も多いです。誰かに向かって、何かペットに向かってしゃべっているじゃないかというような雑談がほとんどです。運動会で1位になりましたという電話だってあります。周りに聞いてくれるひとがないのかなど思ったりして、私たちがおめでとうと言っているような状況なのですけれども、かかってくる電話がゼロになるまでは続けようかなと思っているところです。

●会長

ありがとうございます。

とても生の言葉が聞けて、何かデータではない現状を私たちに伝えていただけたなというふうに思っているところです。

全ての方がご発言できていませんが、いかがでしょうか、まだ、会全体を通して一言ご発言されたい方いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

●委員

松江少年鑑別所です。今日は法務教官という仕事をしている者として、少しお時間、頂戴したいと思います。

私は、今年、松江に引っ越してきました。前は広島、その前は岡山等で勤務しています。

松江少年鑑別所に来て思ったのは、少年事件が、少ないです。令和6年1年間で18人、米子の少年も入っているので、島根県だけだとさらに減ります。全国的にはコロナ禍で下がった後、令和4年、5年とちょっと増えていますが、松江少年鑑別所に入る少年は増えてないという、データとしてはそうなっております。これは、皆さんのほうで、少年鑑別所とか少年院とかに行く前で止めているのか、分からないところもあるのですけれども。

私は少年院でも働いたことがあるのですが、脅しとして、そういうことをしていたら少年院へ行っちゃうよとか、鑑別所に入れちゃうよとか、入ることになるよみたいに使うようなのはちょっとやめていただきたいなという、あまりスケアードというか、脅しでよくなることはない、叱ってよくなることはないと思っています。

あと、「犯罪白書」という国が出しているものの中で、最新は令和6年が出ていますけれど、昨年度の令和5年の犯罪白書が、非行少年の生育環境に関する調査というのを特別調査で出しているのですが、その中にACEという、エーシーズと呼ばれたりはしますけれども、幼少期の被虐待経験等を問うたものがあるのですが、少年院に入った少年は、保護観察で在宅となった少年よりも該当項目が多いというデータが出ています。全体としても、非行をしている子というのは、何らかの被害体験を持っていた率が高くなっています。なので、もしかすると、暴力、いじめとかという関係でも、家庭内でその子が親から虐待を受けていたりとか、つらい状況にあったり、そのもやもやみたいなのがほかの人に向かっている可能性もあるという見方もできるのかなというふうには思っているところでございます。

●会長

ありがとうございました。

本当に時間になってしまったのですけれども、ほかにご発言が。

手短にお願いいたします。

●委員

資料3について、一つ質問させてください。資料3の8、9、10のところに、来所、電話、SNSによる相談窓口があって、令和5年の件数が、来所とSNSは微増、SNS70件、微増と言っているのか、増えていますけど、電話が3倍ぐらいに増えていて、先日の会議とか研修でも、やはり来所とか電話は軒並み減っていることが多くて、対象の年齢にもよるという話だったのですけれども、SNSがやはりどんどん増えていって対応が間に合わないみたいな話があったのですが、電話がこれだけ増えているというあたり、何か特別な取組をしておられるとか、何か要因とかがあるのでしょうか。

●会長

事務局、お願いいたします。

●事務局

電話相談の件数についてですけれども、これは、特定の一人がすごい数の電話をかけ

てきたことによるものでございまして、ですから、その一人が一月に100件、200件をかけてくるというケースがございまして、その数値が反映されたものです。ですので、それほど大きく増加したということではございません。

●会長

いかにも現代的な課題ですね。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

この後は、事務局のほうに進行をお返しいたします。

【教育監閉会挨拶】

●教育監

本日は、子どもたちのいじめに関わる問題につきまして、各方面の方々から熱心にご協議いただきまして、大変ありがとうございました。

私も以前、学校に身を置いておりましたので、いじめなど様々な課題に対応するときに、校内の教員と話をすると、どうしてもいろいろな見方が入れられない、子どものことをとにかく考えているのですけれども、やはり何か狭い範囲での解決法を探ってしまう、そういうことが多かったように思います。

今日、こうやって様々なお立場から、専門的な立場からのご意見を伺って、まさに学校がいろいろなところと連携するということは、こういうことだということを今日お話伺いながら感じたところです。ぜひとも、学校の教員にも、こういったいろいろな立場の方が学校を支えて、いじめの問題の解決に協力していただけるということは伝えていきたいと思ひますし、いろいろなところから子どもたちが一人でもいじめに苦しむことが減っていくように対応ができればと感じたところでございます。

今日、様々なご意見や有益な情報をいただいたと考えております。これからの教育委員会の取組の中に生かしていきたいと考えておりますので、また、引き続きよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。